十五　償　還　期　限　（別表のとおり）

十六　償　還　金　額　額面金額百円につき百円

十七　入札の基準とする各発行対象国債の利回り　銘柄毎の基準利回は、平成二十九年七月二十一日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回り（平成二十九年七月二十一日午前九時以前に訂正された場合には、訂正後の当該単利利回り）とする。

十八　元利金支払場所　日本銀行

十九　入　札　参　加　者　財務大臣から通知を受けた者

二十　払　込　期　日　平成二十九年七月二十五日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（十年）（第三百二十六回）	○・七％	平成三十四年十二月二十日	百六億円
利付国庫債券（十年）（第三百二十九回）	○・八％	平成三十五年六月二十日	百四十億円
利付国庫債券（十年）（第三百三十二回）	○・六％	平成三十五年十二月二十日	千三百七十二億円
利付国庫債券（十年）（第三百三十三回）	○・六％	平成三十六年三月二十日	百二十二億円
利付国庫債券（十年）（第三百三十四回）	○・六％	平成三十六年六月二十日	二十二億円
利付国庫債券（十年）（第三百三十八回）	○・四％	平成三十七年三月二十日	六十一億円
利付国庫債券（十年）（第三百四十三回）	○・一％	平成三十八年六月二十日	四十二億円
利付国庫債券（二十年）（第五十八回）	一・九％	平成三十四年九月二十日	一億円
利付国庫債券（二十年）（第五十九回）	一・七％	平成三十四年十二月二十日	三億円
利付国庫債券（二十年）（第六十四回）	一・九％	平成三十五年九月二十日	九百八億円
利付国庫債券（二十年）（第六十五回）	一・九％	平成三十五年十二月二十日	九億円
利付国庫債券（二十年）（第八十二回）	二・一％	平成三十七年九月二十日	一億円
利付国庫債券（二十年）（第九十回）	二・二％	平成三十八年九月二十日	三百二十三億円
利付国庫債券（二十年）（第九十四回）	二・一％	平成三十九年三月二十日	四百八十六億円
利付国庫債券（二十年）（第九十五回）	二・三％	平成三十九年六月二十日	八百四十一億円
利付国庫債券（二十年）（第九十六回）	二・一％	平成三十九年六月二十日	一億円
利付国庫債券（二十年）（第九十九回）	二・一％	平成三十九年十二月二十日	二百八億円
利付国庫債券（二十年）（第百回）	二・二％	平成四十年三月二十日	三億円
利付国庫債券（二十年）（第百一回）	二・四％	平成四十年三月二十日	一億円
利付国庫債券（二十年）（第百二回）	二・四％	平成四十年六月二十日	二十六億円
利付国庫債券（二十年）（第百四回）	二・一％	平成四十年六月二十日	十八億円
利付国庫債券（二十年）（第百五回）	二・一％	平成四十年九月二十日	二十億円
利付国庫債券（二十年）（第百十七回）	二・一％	平成四十二年三月二十日	百六億円
利付国庫債券（二十年）（第百二十五回）	二・二％	平成四十三年三月二十日	十六億円
利付国庫債券（二十年）（第百二十八回）	一・九％	平成四十三年六月二十日	三十一億円
利付国庫債券（二十年）（第百三十回）	一・八％	平成四十三年九月二十日	三百五十六億円
利付国庫債券（二十年）（第百三十一回）	一・七％	平成四十三年九月二十日	五十九億円
利付国庫債券（三十年）（第五回）	二・二％	平成四十三年五月二十日	五億円
利付国庫債券（三十年）（第六回）	二・四％	平成四十三年十一月二十日	七十七億円
利付国庫債券（三十年）（第八回）	一・八％	平成四十四年十一月二十二日	百三億円

○財務省告示第二百二十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十九年七月二十一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年八月八日

財務大臣　麻生　太郎